

地中熱施工管理技術者 資格制度規程

特定非營利活動法人 地中熱利用促進協會

地中熱施工管理技術者 資格制度規程

平成 27 年 1 月 16 日制定

第 1 章 総 則

【趣 旨】

第 1 条 本規程は、特定非営利活動法人地中熱利用促進協会(以下、「本協会」という)が実施する地中熱施工管理技術者資格試験ならびに資格登録の実施に関する基本的事項を定める。

【目 的】

第 2 条 本規程は、地中熱利用の設備工事にかかわる施工管理技術者の資格を定め、その登録制度を実施することにより、地中熱設備の品質を確保し、併せて、地中熱利用の技術水準の向上と地中熱利用に関わる技術者の地位向上を図ることを目的とする。また、この資格制度を実施し、地中熱施工管理技術者の活用を図ることにより、再生可能エネルギー熱利用技術・省エネルギー技術の普及と環境負荷の軽減に寄与するものである。

【定 義】

第 3 条 一級地中熱施工管理技術者とは、地中熱利用の設備工事（地中熱源からヒートポンプまでの施工範囲をいう。以下同じ。）における施工管理責任者として必要な施工管理能力及び知識を有する者であって、第 8 条の一級地中熱施工管理技術者としての登録を受けた者をいう。

2 二級地中熱施工管理技術者とは、地中熱利用の設備工事における施工管理責任者を補助する者として必要な施工管理能力及び知識を有する者であって、第 8 条の二級地中熱施工管理技術者としての登録を受けた者をいう。

第 2 章 資格試験

【資格試験】

第 4 条 一級地中熱施工管理技術者の登録を受けようとする者は、本協会が実施する一級地中熱施工管理技術者の資格試験に合格しなければならない。

2 二級地中熱施工管理技術者の登録を受けようとする者は、本協会が実施する二級地中熱施工管理技術者の資格試験に合格しなければならない。

3 資格試験免除制度規程に定める試験免除証書を持つ者は、資格試験が免除される。

【受験資格】

第 5 条 一級地中熱施工管理技術者の資格試験を受けることができる者は、資格試験実施の年または試験の前 3 年度以内に実施された施工管理講座を受講し、かつ、次のいずれかの条件を満たす者とする。

- 一 地中熱利用の設備工事の実務に実際に従事した期間が通算して 3 年以上であること
- 二 二級地中熱施工管理技術者の資格を有し、かつ、地中熱利用の設備工事の実務に実際に従事した期間が、資格取得後、通算して 1 年以上であること

2 二級地中熱施工管理技術者の資格試験を受けることができる者は、資格試験実施の年または試験の前 3 年度以内に実施された施工管理講座を受講し、かつ、次のいずれかの条件を満たす者とする。

- 一 地中熱利用の設備工事の実務に実際に従事した期間が通算して 1 年以上であること
- 二 本協会が実施する地中熱利用に関する基礎講座又は本協会が認定する同等の講習を受講していること

3 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、協会以外の外部団体が認定交付した資格（以下、「外部資格」という）は、審査と認定の上、第 1 項及び第 2 項に定める実務に実際に従事した期間の一部または全部に代替することができる。

外部資格の審査と認定の基準及び適用方法は、資格制度管理委員会の承認を経て、別途細則として定める。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、協会以外の外部団体が主催する地中熱関連の講座（以下、「外部講座」という）は、審査と認定の上、第1項及び第2項に定める施工管理講座や基礎講座の全部または一部に代替することができる。外部講座の審査と認定の基準及び適用方法は、資格制度管理委員会の承認を経て、別途細則として定める。

【受験手続き】

- 第6条 一級地中熱施工管理技術者及び二級地中熱施工管理技術者の資格試験は、それぞれ毎年1回、本協会が実施する。
- 2 資格試験を受けようとする者は、申込書、受験資格を証明する書類、受験料を納付した証明書を添えて、所定の期日までに本協会に申請しなければならない。
- 3 本協会は、受験資格に関する審査を行い、その結果を申請者に通知する。

【合否判定と合格証書の発行】

- 第7条 一級地中熱施工管理技術者資格試験及び二級地中熱施工管理技術者資格試験の合否は、本協会の「地中熱施工管理技術者資格制度管理委員会」が公正かつ適正な審査を行ったうえで判定する。
- 2 合格した者には、資格試験に合格したことを認める合格証書を本協会が発行する。

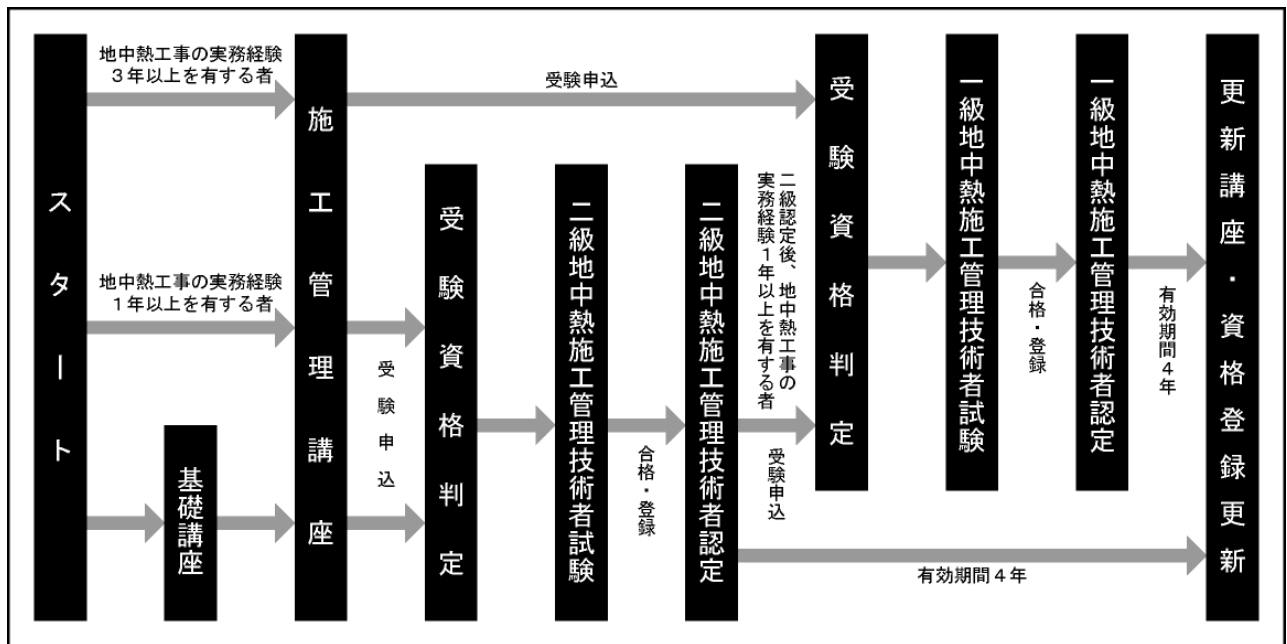
第3章 登 録

【登録手続き】

- 第8条 一級地中熱施工管理技術者及び二級地中熱施工管理技術者と認定されるためには、本協会の登録を受けなければならない。
- 2 前項の登録を受けようとする者は、所定の登録審査料を添えて、本協会に申請しなければならない。
- 3 本協会は、申請者が次のすべての条件に適合する場合、または申請者が資格試験免除制度規程に定める資格試験免除証書を有する場合には登録を行い、申請者に登録証を交付する。
- 一 第5条に定める適正な資格を有すること
 - 二 第7条に定める合格証書を有すること
- 4 本協会は、申請者に不正な行為又は資格にふさわしくない行為があったとき又は過去に同様の理由により登録を取り消されたことがある場合には、委員会が審査した上で前項の登録を行わないことができる。

【登録有効期間と更新】

- 第9条 一級地中熱施工管理技術者及び二級地中熱施工管理技術者の登録の有効期間は、試験合格の日から4年間経過した年の年度末(3月末日)までとする。
- 2 前項の登録は、4年ごとに登録の更新を受けることができる。
- 3 登録の更新を受けようとする者は、登録の有効期間内に、所定の登録更新料を添えて本協会に申請しなければならない。ただし、やむ得ない理由により登録の有効期間を過ぎた者でも、その理由を添えて申請し、本協会が認めた場合には、登録の更新を申請できるものとする。
- 4 本協会は、申請者に不正な行為又は資格にふさわしくない行為があったときには、前項の登録の更新を行わないことができる。



図－1 資格試験・登録手順

第4章 地中熱施工管理技術者資格制度管理委員会

【地中熱施工管理技術者資格制度管理委員会の設置】

- 第10条 資格制度を公正かつ適正に運営管理するため、本協会の他の業務から独立した中立的組織として「地中熱施工管理技術者資格制度管理委員会」（以下、「委員会」という）を本協会に設置する。
2. 委員会は、資格制度に関する重要事項を審議し、決定することができる。詳細は、「地中熱施工管理技術者資格制度管理委員会規程」において定める。

【委員会の構成】

- 第11条 委員会は、本協会の理事長が委嘱する委員で構成する。
- 2 委員の総数は10名以内とし、その過半数は、本協会以外の学識経験者など外部から選任する。また、本協会からは、理事から選任する。

【顧問及びオブザーバー】

- 第12条 委員会に、顧問及びオブザーバーを置くことができる。

第5章 資格・登録の取消

【受験資格の取消】

- 第13条 受験資格取得後および試験合格後、第5条の受験資格の基準を満たさないと判断した場合、また不正な行為や受験資格にふさわしくない行為が認められた場合、委員会が審査した上で本協会はその受験資格を取り消すことができる。

【登録の取消】

- 第14条 登録した者が、第8条3項の資格基準を満たさないと判断された場合、また不正な行為や資格にふさわしくない行為が認められた場合、委員会が審査した上で本協会は登録を取り消すことができる。

第6章 秘密保持

【秘密保持義務】

第15条 試験・登録業務に関わる本協会理事および事務局員ならびに委員会委員は、試験・登録業務に関して知り得た秘密事項を一切漏らしてはならない。

第7章 雑 則

【規程の制定・改廃】

第16条 本規程の制定及び改正又は廃止するときは、本協会の理事会の承認を受けなければならない。

附 則（平成27年1月16日）

- 1 本規程は、理事会で承認された平成27年1月16日より施行する。
- 2 本規程は、平成26年9月1日に遡及して適用する。
- 3 二級地中熱施工管理技術者の施工管理講座及び資格試験は、平成27年度から実施する。

附 則（平成27年5月29日）

- 1 本規程は、理事会で承認された平成27年5月29日より施行する。

附 則（平成28年1月26日）

- 1 本規程は、理事会で承認された日より施行する。
- 2 本規程は、平成27年10月27日に遡及して適用する。

附 則（平成30年5月22日）

- 1 本規程は、理事会で承認された平成30年5月22日より施行する。

附 則（平成31年1月21日）

- 1 本規程は、理事会で承認された日より施行する。（平成31年2月6日理事会承認）